

日本赤十字社会計規則施行細則第39条の2に基づく公表対象の随意契約一覧

物品等又は役務の名称及び数量	単 位	随意契約担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
1病棟医療用圧縮空気コンプレッ サー更新工事	1 式	事務部 管財二課 名古屋市昭和区妙見町2-9	4月1日	株式会社 エバ 名古屋市天白区古川町46	¥7,953,000	契約業者は、当該医療用ガス設備全般の保守点検専門業者であり、必要な技術・能力を擁している。今回、医療用圧縮空気コンプレッサーが突然故障し修理不能となったことにより、至急更新しないと、重大な障害を引き起こすことになる。そのため、日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するものと判断し、随意契約とする。	管財二課取り扱い
自動火災報知設備 総合操作盤 CRTコントローラ本体更新工事	1 式	事務部 管財二課 名古屋市昭和区妙見町2-9	4月25日	能美防災株式会社 中部支社 名古屋市中村区名駅南1-2 4-30	¥3,080,000	契約業者は、当該建物を建てた際の設置業者であり、設置後から点検保守業務を請け負っている。長年にわたる実績により当該業務に必要な能力及び経験を有し、当院が求める迅速かつ安全な業務の遂行ができるのはこの契約業者のみであることから、日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するものと判断し、随意契約とする。	管財二課取り扱い
第二病棟PU1000 ガスタービン発 電設備 パワーセクション交換工事	1 式	事務部 管財二課 名古屋市昭和区妙見町2-9	5月31日	フルエング株式会社 名古屋市中区栄五丁目24番 33号	¥41,800,000	契約業者は、病棟竣工時に設置した非常用発電機ディーラーで、他社にも見積の作成を試みたが、本製品取扱い業者が無く、有効な見積を徴取することができなかった。そのため、当院が求める迅速かつ安全な業務の遂行ができるのは契約業者のみであることから、日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するものと判断し、随意契約とする。	管財二課取り扱い
第三病棟PU750 ガスタービン発電 設備 パワーセクション交換工事	1 式	事務部 管財二課 名古屋市昭和区妙見町2-9	5月31日	フルエング株式会社 名古屋市中区栄五丁目24番 33号	¥34,650,000	契約業者は、病棟竣工時に設置した非常用発電機ディーラーで、他社にも見積の作成を試みたが、本製品取扱い業者が無く、有効な見積を徴取することができなかった。そのため、当院が求める迅速かつ安全な業務の遂行ができるのは契約業者のみであることから、日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するものと判断し、随意契約とする。	管財二課取り扱い
第一、二、三病棟 ガスタービン発 電設備 真空遮断器更新工事	1 式	事務部 管財二課 名古屋市昭和区妙見町2-9	6月1日	フルエング株式会社 名古屋市中区栄五丁目24番 33号	¥11,110,000	契約業者は、各病棟竣工時に設置した非常用発電機ディーラーで、他社にも見積の作成を試みたが、本製品取扱い業者が無く、有効な見積を徴取することができなかった。そのため、当院が求める迅速かつ安全な業務の遂行ができるのは契約業者のみであることから、日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するものと判断し、随意契約とする。	管財二課取り扱い

<p>第一病棟PU500S ガスタービン発電設備 同期盤整備</p>	<p>1</p>	<p>式</p>	<p>事務部 管財二課 名古屋市昭和区妙見町2-9</p>	<p>6月1日</p>	<p>フルエング株式会社 名古屋市中区栄五丁目24番33号</p>	<p>¥8,800,000</p>	<p>契約業者は、病棟竣工時に設置した非常用発電機ディーラーで、他社にも見積の作成を試みたが、本製品取扱業者が無く、有効な見積を徴取することができなかった。そのため、当院が求める迅速かつ安全な業務の遂行ができるのは契約業者のみであることから、日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するものと判断し、随意契約とする。</p>	<p>管財二課取り扱い</p>
<p>第三病棟PU750 ガスタービン発電設備 12年毎点検</p>	<p>1</p>	<p>式</p>	<p>事務部 管財二課 名古屋市昭和区妙見町2-9</p>	<p>6月1日</p>	<p>フルエング株式会社 名古屋市中区栄五丁目24番33号</p>	<p>¥30,140,000</p>	<p>契約業者は、病棟竣工時に設置した非常用発電機ディーラーで、他社にも見積の作成を試みたが、本製品取扱業者が無く、有効な見積を徴取することができなかった。そのため、当院が求める迅速かつ安全な業務の遂行ができるのは契約業者のみであることから、日本赤十字社会計規則第36条第3項「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に該当するものと判断し、随意契約とする。</p>	<p>管財二課取り扱い</p>